

2007年(平成19年)3月2日

ヒューマンアカデミー株式会社  
代表取締役 齋藤 仁 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
理事長 清 水 巖

〒655 - 0022  
神戸市中央区元町通6丁目7番10号  
元町関西ビル3階  
かげやま司法書士事務所内  
TEL : 078 361 7234  
FAX : 078 361 7228  
URL : <http://hyogo-e-net.com>  
〔連絡先〕かけはし法律事務所  
弁護士 亀井 尚也  
TEL : 078 361 9494  
FAX : 078 361 9493

## 申 入 書

### 第1 申入れの趣旨

貴社が開設されているライブ講座の受講契約書中の「11. 解約について」の条項は削除し、民法の原則どおり、受講申込者による契約解除がいつでも可能であること、かつ支払い済み受講料について受講済みの部分に相当する受講料と若干の事務手数料等を除いて返金する扱いに改められてその旨を申込書等に明記されるよう、申し入れます。

あわせて、貴社のご見解及び対応策について、本書面到着後1ヵ月以内に文書にてご回答いただきますよう、申し入れます。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

### 第2 申入れの理由

#### 1 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットについて

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット(以下、「当NPO法人」という)は、兵庫県神戸市に事務所を置く、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とする特定非営利活動法人です。

## 2 貴社開設講座における約款条項

貴社は、受講契約書に下記の条項を定めておられます。

### 1 1 . 解約について

講座のお申し込み後、万が一お客様のご都合で、やむを得ずお申し込みを解約される場合は、校舎事務局において解約したい旨をお申し出いただき、当学院所定の手続きをお取りください。この場合、次に定める所定の金額が必要となります。

#### ( 1 ) 受講開始前の解約の場合

受講開始日の前日から起算して遡って22日以前の解約の場合は、金額はいただきません。

受講開始日の前日から起算して遡って21日以降、15日以前の解約の場合は、入学金相当額。

受講開始日の前日から起算して遡って14日以降、8日以前の解約の場合は、入学金相当額、及び受講料の5%の手数料との合計額。

受講開始日の前日から起算して遡って7日以降、開講日前日までの解約の場合は、入学金相当額、及び受講料の10%の手数料との合計額。

#### ( 2 ) 受講開始後の解約の場合

A)入学金相当額

B)解約申出日までに既に行われた授業回数(欠席の場合も含む)の受講料額。

C)受講料額から解約申出日までに既に行われた授業回数の受講料額を差し引きし、差し引き残高の50%の手数料。

以上、A)B)C)を合算した合計額。

#### 注意事項

1 . 解約(日)とは当学院所定の解約申請書をご提出いただき、本学院が受理した日とします。

2 . 受講開始日は本入学申込書表面の開始日欄の日付を基準とします。

3 . 本学院よりお客様へご返金が発生する場合は、原則として解約申出日から30日営業日以内にご指定の銀行口座(原則ご本人名義)にお振込みいたします。なお、内容の確認などで30日営業日を超える場合もあります。

4 . 既に購入されたテキスト等の教材については、残存価値のないものとして返品による返金はありません。

5 . 納付された検定料は主催団体の規定に基づき、返金できない場合があります。

6 . 学費ローンご利用中の場合は、ご利用の学費ローン各社の規定に基づく解約手数料を別途ご負担いただきます。その場合はローン会社の手続きもごさいますので、事務局にお問い合わせ下さい。

( 貴社受講契約書より抜粋 )

上記の条項は消費者契約法に違反し無効な条項であると言わざるを得ません。以下詳述します。

## 3 貴社と受講申込者との間の受講契約の法的性質

貴社と受講申込者との間の受講契約は、学習塾と同様に準委任契約であり、民法上は当事者がいつでも契約を解除することができることされており、相手方に不利な時期に解

除した場合にはやむを得ない場合を除いて損害賠償をしなければならないとされているだけであります（民法 651 条、656 条）。

なお、この間多数の下級審判決があいついだ私立大学の学納金返還訴訟において、最 2 小判平成 18 年 11 月 27 日（最高裁ホームページ掲載）は、在学契約は有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約であると解しましたが、憲法 26 条 1 項の趣旨や教育の理念にかんがみ、学生の意思を最大限尊重すべきとして、学生は原則としていつでも任意に在学契約を将来に向かって解除することができる、としていますので、準委任契約と解するのと結論において差はありません。

#### 4 貴社の約款条項の消費者契約法 10 条違反性

ところが、貴社の上記約款の規定では、柱書に「万が一お客様の都合で、やむを得ずお申し込みを解約される場合は」という要件を加重しているため、受講申込者の死亡、重大な疾病等による受講不能によらなければ受講契約の解除をすることができず、個人的都合による解除には応じられないと解釈されるおそれがあります。そうだとすれば、実質的には一切解除を認めず受講料の全額を違約金として没収するのとほとんど変わらない内容となっています。したがって、同規定は、民法の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して「消費者の権利を制限」し、かつ「民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して、消費者の利益を一方的に害する」ものというべきであり、消費者契約法 10 条により無効と言わざるを得ません。

そもそも、委任契約は、当事者相互に高度の信頼関係が存在しなければ効果が得られないことから、当事者はいつでも解除できるとされています。準委任契約である教育サービスも、受講者と教育サービス提供者相互に高度の信頼関係が成立していることを前提として効果が得られるものです。受講者が提供されるサービスの質（講師の質も含む）・内容に疑問をもち信頼できないと考える場合、またサービスの難易度が受講者の能力に適合していない場合などには、学習意欲を殺がれ教育効果を得られることは期待できません。このような相互の信頼関係は、受講を開始してみなければ分からないのが通常だからです。このような場合にも、いったん契約した場合は、たとえ「効果が得られない（たとえ主観的な判断であっても）受講したくない」と思いながらも長期間にわたってその教育サービスを受講しなければならないとすれば、受講者にあまりに大きな犠牲を強いることとなります。また、資格試験や就職試験の受験教育サービスは、受講者の人生の進路・生き方を決定づける極めて重要な時期にあたるものであり、受講者を特定の塾等の契約に長期間にわたって拘束する（または他の予備校や塾等による教育サービスの受講を経済的に困難にする）ことは、人生にとって取り返しのつかない不利益をもたらす可能性もあります。したがって、このような資格試験・就職試験の教育サービスにおいて、本来は準委任契約に認められている自由な契約解除権を、特約によって認めないとするのは、著しく信義に反し消費者の利益を一方的に害するものであると

言わざるをえません。

なお、受講者による契約解除は、塾等の教育サービス提供者側にも一定の損害を発生させることが予想されますが、受講者に重大な犠牲を強いてでも「やむを得ない場合でなければ契約解除を認めない」としななければならないほどの大きな損害を発生させることになるとはとうてい考えられません。

ちなみに、東京地判平成 15 年 11 月 10 日判タ 1164 号 153 頁は、医学部進学塾の受講契約及び模試受験契約において、解除時期を問わずに、申込者からの解除を一切許さないとして実質的に受講料又は受験料の全額を違約金として没収するに等しいような解除制限特約は、消費者契約法 10 条により無効であると判断しています。その理由として、当該冬季講習や年間模試が複数の申込者を対象としており、その準備作業等が申込者 1 人の解除により全く無に帰するものであるとは考えられないことが挙げられています。この理は貴社にもそのままあてはまります。

#### 5 解除を認める場合の違約金条項と消費者契約法 9 条 1 号

さらに、貴社は、上記の条項において、(1) 受講開始前の解約の場合、(2) 受講開始後の解約の場合に分けて、違約金条項を設けておられます。この点は、準委任契約を相手方に不利な時期に解除した場合にはやむを得ない場合を除いて損害賠償をしなければならないとされていること(民法 651 条、656 条)を具体化したものと一応評価する余地はあります。

しかし、この点については、損害賠償の範囲がどこまで及ぶのかが大きな問題であり、消費者契約法 9 条 1 号により、違約金の額が「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」場合は、超える部分が無効となりますので、その点の検討が必要です。

##### (1) 講座開始前の解除の場合

まず、受講者が申し込んだ講座の開始前においては、前述したように、貴社の講座はいずれも複数の申込者を対象としており、その準備作業等が申込者 1 人の解除により全く無に帰するものであるとは考えられないことからして、若干の事務手数料以外には特に損害は生じないものと考えられます。

なお、違約金として、貴社の得べかりし利益を確保するようなことは、学納金返還訴訟においても認められておりません。前記の最高裁判決も、学生が当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点(早期に入学者を確定しなければならない特別の事情がない限り通常は 3 月 31 日)よりも前の時期における解除においては、解除に伴い当該大学に生ずべき平均的損害は原則として存しないので、その場合の授業料等を返還しない旨の特約は消費者契約法 9 条 1 号に反し無効であると判断しています。なお、最 2 小判平成 18 年 12 月 22 日(最高裁ホームページ掲載)は、いわゆる鍼灸学校の授業

料不返還特約についても、同様の判断をしました。

したがって、この場合に何らかの違約金を認めるとすれば、貴社と事業形態が近い学習塾において、特定商取引に関する法律 49 条 2 項 2 号の「特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始前である場合」に、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として・・・政令で定める役務ごとに政令で定める額」として、同法律施行令 16 条・別表第 5 によって 1 万 1 千円と規定されているのと同様の額が最高限度であると考えられます。

## (2) 講座開始後の解除の場合

次に、受講者が申し込んだ講座の開始後においても、基本的に貴社の講座はいずれも複数の申込者を対象としており、講座の開始後に受講者 1 人の解除があっても講座開設のための作業が無に帰するものになるとは考えられないことから、受講済みの部分に相当する受講料と若干の迷惑料的なもの以外には特に損害は生じないものと考えられます。貴社の得べかりし利益を確保することが認められないのは、前記と同様です。

なお、学納金返還訴訟の前記最高裁判決においては、私立大学における 4 月 1 日以降ないし入学式以降の入学辞退の場合は納付済み授業料を一切返金しないとの取り扱いが是認されました。しかし、この点は、同判決の判旨からも明らかなように、私立大学における国庫補助金が入学定員に応じて決まってきて、大学の予算がこれを前提に立てられている一方で、大学が新入生を募集する時期は限られており、その時期を過ぎてから新入生を追加入学させるのは困難であるという私立大学の特殊事情が考慮されたことによるものです。これに対し、貴社の講座においては、かような特殊事情は存在せず、入学定員を確保するというような必要も特になく、随時受講生を募集し、納付済み受講料を確保しなければならないような「平均的損害」は生じないと言えます。

のみならず、大学における授業料は半年毎に前納するのが普通ですので、納付済み授業料として返金を受けられないのは半年分にすぎませんが、貴社の講座はおおむね 1 年にわたる多数の科目や発展型講座を組み合わせ一括して前納させるコースが見られるところであり、個々の科目がまだ開始されていない場合でも受講料のかなりの部分が戻ってこないとすれば、そのこと自体も極めて不当と言わざるを得ません。

以上によれば、この場合に違約金を認めるとしても、貴社と事業形態が近い学習塾において、特定商取引に関する法律 49 条 2 項 1 号の「特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合」に、「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」のほかに「当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として・・・政令で定める役務ごとに政令で定める額」として、同法律施行令 15 条・別表第 5 によって「2 万円又は当該特定継続的役務提供契約における 1 月分の役務の対価に相当する額のいずれか低い額」と規定されているのと同様の額が最高限度であると考えられます。

## 6 むすび

以上のとおり、貴社の上記約款条項は消費者契約法に違反するので即刻削除されるよう求めるとともに、これを改める場合には、解約手数料等が同法9条1号に反しないよう、特定商取引に関する法律中の学習塾に関する規定に則った内容とされるよう、あわせて申し入れる次第です。